

議案第14号

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めること
について

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金（以下「医療費助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害者福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給（以下「<u>援護</u>」という。）を受け、又は受けることとなる者であつて、障害者支援施設等（身体障害者福祉法第18条第2項に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（同項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入所し、入院し、又は入居しているもの（共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。）</p> <p>イ <u>他の市町村から援護を受け、又は受けることとなる者であつて、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金（以下「医療費助成金」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）又は被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害者福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等（身体障害者福祉法第18条第2項に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（同項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。）</p>

する介護保険施設に入所しているもの
ウ 他_レの市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

エ～コ（略）

(2)（略）

(3) 本市から援護を受け、又は受けることとなる者であつて、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所しているもの

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

(5)～(13)（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(3)（略）

(4) 重度心身障害者に該当した日の年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に該当する者で、満65歳となる日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあつたと市長が認めたものを除く。

(5) 他の都道府県又は他の市町村が実施する制度により、この条例と同等の医療に関する給付を受けることができる者

イ～ク（略）

(2)（略）

(3)～(11)（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(3)（略）

(4) 重度心身障害者に該当した日の年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に該当する者で、満65歳となる日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあつたと市長が認めたものを除く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条第1項第1号、第3号及び第4号の規定は、令和6年4月1日以後に入居又は入所した者に適用し、同日前に入居又は入所した者については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第1

23号)が改正され、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、介護保険施設等へ入居又は入所した場合の住所地特例の取扱い等を変更するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。